

従 前 の 流 れ

平成 21 年 10 月 20 日 「郵政改革の基本方針」閣議決定

平成 21 年 12 月 4 日 郵政株式処分凍結法 成立(同月 31 日施行)

平成 22 年 4 月 30 日 郵政改革関連法案 閣議決定

// 郵政改革関連法案 国会提出

(第 174 国会閉会に伴い、廃案)

平成 22 年 10 月 8 日 郵政改革関連法案 閣議決定(再提出)

平成 22 年 10 月 13 日 郵政改革関連法案 国会提出

(第 176 国会閉会に伴い、閉会中審査)

郵政改革関連法案の概要

1 法律案の名称等

(1) 郵政改革法案

郵政改革の基本方針、郵政改革推進委員会の組織・事務、日本郵政株式会社等の合併、関連銀行及び関連保険会社の業務の内容・方法の届出等について規定

(2) 日本郵政株式会社法案

合併後の日本郵政株式会社の業務、責務、関連銀行・関連保険会社との契約等について規定

(3) 郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（整備法案）

上記2法律案の策定に伴う関係法律の廃止（4本）及び整備（37本）を規定

2 法律案の概要

(1) 日本郵政株式会社等の合併等（郵政改革法案）

- ① 日本郵政株式会社（会社）、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社は、会社を存続会社として平成24年4月1日を効力発生日とする合併を行う。
- ② 政府は、会社の議決権の1／3超を保有する。

(2) 合併後の会社の業務、責務等（日本郵政株式会社法案）

- ① 会社は、郵便の業務、銀行窓口業務、保険窓口業務、関連銀行及び関連保険会社の株主としての権利の行使等を行うほか、郵便局を活用した地域住民の利便の増進に資する業務及びこれらの業務に支障のない範囲でのその他の業務を届出により行うことができる。
- ② 会社は、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。
- ③ 会社は、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局（会社の営業所であって、郵便窓口業務・銀行窓口業務・保険窓口業務を行うもの）を設置しなければならない。
- ④ 会社は、銀行窓口業務契約（会社が上記②の責務を果たすために銀行代理業を行うこと等を内容とする、銀行（関連銀行）との間の契約）及び保険窓口業務契約（会社が上記②の責務を果たすために保険募集及び事務代行を行うこと等を内容とする、保険会社（関連保険会社）との間の契約）を締結前に総務大臣に届け出なければならない。
- ⑤ 会社は、関連銀行及び関連保険会社の議決権の1／3超を保有する。

- ⑥ 関連銀行・関連保険会社は、預金等・保険金額等について、同種の業務を行う事業者との競争条件の公平性等を勘案して政令で定める額を超える受入れをしてはならない（違反した場合は勧告・公表）。
- ⑦ 会社は、上場企業が公表する情報を勘案して総務省令で定める情報（非上場の間）、届け出た業務の内容、郵便局の設置状況等を公表しなければならない。
- ⑧ その他、会社の報告、監督等に係る事項を規定。

(3) 関連銀行及び関連保険会社の業務の内容・方法（郵政改革法案）

- ① 関連銀行及び関連保険会社は、一定の期間（※）、業務（子会社の業務を含む。）の内容及び方法を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出、届出内容を遵守しなければならない。
- ② 届出内容のうち内閣府令・総務省令で定める業務については、同種の業務を営む事業者との競争条件の公平性及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないものでなければならない。
- ③ 内閣総理大臣又は総務大臣は、届出違反に対し勧告ができる（勧告した場合は公表）。勧告の際は、郵政改革推進委員会の意見を聴かなければならない。
- ④ 郵政改革推進委員会は、上記の際に意見を述べるほか、内閣総理大臣及び総務大臣の諮問に応じ、勧告の基準その他関連銀行・関連保険会社の業務に係る政策に関する重要事項を調査審議する。
- ⑤ 合併時に、郵便貯金銀行が関連銀行、郵便保険会社が関連保険会社となる。

(4) その他（郵政改革法案、整備法案）

合併、郵政民営化法の廃止等に伴う経過措置、特例措置等を規定。

(5) 施行日

- ① 施行日は平成24年4月1日とする。
- ② ただし、
 - ・ 郵政改革の理念、基本方針等、速やかに施行可能、又は施行する必要があるものについては、公布の日
 - ・ 郵政民営化法の廃止及びこれに伴う経過措置は、公布の日から3か月以内で政令で定める日
 - ・ 郵政改革推進委員会に係る規定は、公布の日から1年以内で政令で定める日に施行する。

（※）関連銀行及び関連保険会社それぞれについて（括弧内は関連保険会社の場合）、「①政府が保有する日本郵政（株）の議決権が1／2以下」「②日本郵政（株）が保有する関連銀行（関連保険会社）である郵便貯金銀行（郵便保険会社）の議決権が1／2以下、又は郵便貯金銀行（郵便保険会社）が関連銀行（関連保険会社）でないこと」の双方に該当するに至った日までの間。なお、関連銀行及び関連保険会社の双方ともに届出等が不要となった時点で郵政改革推進委員会は廃止。

日本郵政株式会社等の再編成

